

第 1 1 8 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
村田 沙織	市 長	議案第 5 4 号 淡路市行政組織条例の一部を改正する条例制定の件 1 今回の組織編成について、将来的な組織編成の準備のためとの事だが、将来的にはどのような組織編成にする予定なのか。 2 現行の「情報化の推進」を「D Xの推進」に改めるにあたって、現行の業務内容はどのように変化するのか。 3 市民の活躍及び交流に関することとは、どのような内容なのか。 4 条例第 6 条を改正する理由は。

第 1 1 8 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
鎌 塚 聡	市 長	議案第 5 4 号 淡路市行政組織条例の一部を改正する条例制定の件 - 第 2 条 5 号で用いられるデジタルトランスフォーメーション (DX) を市はどのように定義しているのか。 - 第 6 条の新たな 2 号および 4 号の事務はこれまでも行われていたと思うが、それは現行第 1 号の社会福祉に関することとして行われてきたということによいか。それをあえて明文化する意味は何か。 - 今回改正する事務に予算を重点配分することになるのか。改正後の方向性をどのようにしたい、していく考えがあるのか。 - 新たにできる課、係について、既存の課、係の業務が統合、移管されることになるが、業務の内容、人員体制は現行と比較して変わることになるのか。 議案第 5 8 号 淡路市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件 - 施行期日を令和 9 年 4 月 1 日とする理由は。 - 多賀小学校が廃止されることとなるが、どのような形で住民合意が形成されたのか。 - 小規模校の意義、存続の方向性もありうる形での議論の末の合意となったのか。

第 1 1 8 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める 者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	議案第 5 5 号 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 1 健康診査（母子保健法 1 2 条に規定している 1 歳 6 ヶ月と 3 歳児健診）を受ければ、1 7 条 1 項の健康診断（学校保健安全法で 1 年に 2 回と規定）は受けなくてもいいことになるのか。 2 保育所等の保育士配置基準について、地域限定保育士を保育士とみなすこととされ、要件の緩和の面が出るが、そうしないと人材が集まらない状況なのか。 議案第 5 7 号 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 1 条例の設置目的に「地域住民と観光客の交流の場としての利便施設の提供」とあるが、教育委員会が観光を担うことになるのか。 議案第 6 1 号 淡路市仮屋漁港直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件 1 施設の廃止に伴い、仮屋地域を含む市内全域での水産業の発展でマイナスの影響はないのか。さらなる漁業発展の施策をどのように考えているのか。